

■2017 年度活動方針

I. 活動方針

1. 障害者権利条約の完全実施

権利条約批准後の動きとして 2016 年度に引き続き、権利条約完全実施のための制度改革第 2 ラウンドの運動を展開する。2016 年 5 月、日本政府は国連障害者権利委員会に最初の国家報告書 (initial report) を提出し国連による国際監視のプロセスが始まったことを受けて、このプロセスに積極的に関わっていく。権利条約から見た課題の洗い出しや条約の国内監視などの実施体制の強化のための法制度改革、並びに権利条約第 34 条に基づく国際監視の枠組みでの活動である。

(1) 国内の取り組み

権利条約完全実施のための法制度改革の運動の柱として具体的には、障害者基本法の改正、障害者差別解消法（以下、差別解消法）や障害者雇用促進法（以下、雇用促進法）の施行後の継続的な運用の監視、障害者虐待防止法（以下、虐待防止法）の改正、地域における差別禁止条例の制定の取り組みとなる。

第一に障害者基本法の改正に注力する。地域生活の権利やインクルーシブ教育の理念をさらに明確にさせ、障害女性条項の実現並びに、障害者政策委員会（以下、政策委員会）の強化を図る。すなわち現在は、障害者基本計画の実施状況を監視することを通じて権利条約実施のモニタリング機関の役割を担うとされているが、これでは行政機関にのみの監視体制となるため司法府や立法府への監視を行うことができない。そのため権利条約の実施の監視という所掌事務を入れ込み、司法、立法、行政という三権の全般的な実施体制の確立のための法改正を目指していく。

2016 年 4 月の差別解消法並びに改正雇用促進法の施行後の両法の運用実態を把握し、事例収集を通じて両法のバージョンアップにつなげていくため、「障害者差別解消法推進キャンペーン～そうだ、相談窓口を使ってみよう！～」を継続、強化する。これは特に差別解消法において紛争解決の仕組みが十分に機能しているのかを図るための相談窓口への申し立て運動である。関連して、継続して加盟団体やその他地元の障害者団体と協力しながら自治体における差別禁止条例づくりをさらに推し進める。申し立て運動や条例制定運動においては、過去 3 年間の事業を行った NGO ガイドラインプロジェクトのタウンミーティングの開催などの経験を最大限生かしていく。

虐待防止法改正に向けた取り組みを進める。病院や学校における虐待の通報義務化は大きな課題である。また、通報義務化されている入所施設などの虐待も後を絶たない。地域の行政機関に任せきりとなり、第三者として独自に介入できるしくみを持たないという現行法の限界があり、オンブズパーソン制度等、第三者（機関も含む）が介入できるしくみ

を提案していく。ピープルファーストなど虐待問題に取り組んできた他団体と協力し、運動を進める。

(2) 国際的な取り組み

国際監視のプロセスについては、NGO レポートの作成に向けて本格的に体制づくりを行う。DPI 日本会議が事務局団体となっている JDF 条約推進委員会を中心として、JDF 以外の障害者団体、市民社会組織との連携をどのような形で行うのか韓国やイタリア、カナダなどの先行国の動きから学びつつ、NGO レポート作成のための組織づくりを行う。関連して国際的な活動を強化するため、毎年 2 回 1 か月程度スイス・ジュネーブで開催される障害者権利委員会などに積極的に参加する。これは、日本人としては初めて権利委員会の委員となった石川准氏を支えることも目的の一つとなる。また、10 月末～11 月初めにかけて、国連加盟国でないため国際法上の義務は生じないが自主的に権利条約上の審査を受けることを国内法で定めた台湾において行われる台湾政府に対する審査にも傍聴・参加する。

これに関して、本年度より新たにキリン福祉財団助成事業として「障害者権利条約の完全実施のためのパラレルレポート作成プロジェクト」（略称：完パラ）を 2019 年度にかけて実施する。日本は権利条約を 2014 年に批准し、2016 年にはその実施状況をまとめた国家報告を国連の障害者権利委員会に提出した。

今後は、2019～2020 年に行われる審査（建設的対話）とそれに先立つ作業部会での事前質問事項が、権利条約の完全実施につながるものとするため、日本の NGO としてパラレルレポート（以下、レポート）を作成しなければならない。

DPI 日本会議は現場の声、障害種別を越えた障害当事者の声を盛り込んだ権利条約の規定に則したレポート原案を作成していく。そのため、障害者コミュニティにおけるレポート作成への関心を高め、全体としてのレポート作成の技能を向上させ、権利条約が求める水準と日本の障害者にかかる施策の現状との差を把握することが求められている。

本プロジェクトの 1 年目となる今年度は有識者を加えたプロジェクトチームが中心となり、権利条約の主な条文である 10 条（生命の権利）、12 条（法的能力）、19 条（自立生活）、24 条（教育）、27 条（労働）、33 条（国内監視）について論点整理を行う。さらに、現場・当事者らから立法事実（事例）を収集し、連続学習会等や発行物を作成し、レポート作成にむけた土台づくりを行う。これらの活動を通じてレポート案の作成を行い、権利条約の政府審査という施策改善の最大の機会を一層効果的なものとする。

2. 地域生活

権利条約の「他の者（障害のない人）との平等」、「社会モデル」、「インクルーシブ社会の構築」の視点から見て、障害者の地域生活支援について、今後の課題を整理し取り組む。

(1) 障害者総合支援法（以下、総合支援法）の 2018 年 4 月改正にむけて次の点の是正を

求めていく

- ① 重度訪問介護の入院中の利用可能な対象者は「障害支援区分 6」に限定せず、すべて認めること。また入院中の利用を可能にする趣旨と法文の限界を自治体に周知徹底すること。
- ② 65 歳になった高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用策については、共生型サービスの新設では問題解決にならない。重度訪問介護は、障害者特有の制度として認め、介護保険優先利用対象から明確に外すべきである。あわせて、介護保険併給者の国庫負担基準が激減する問題を早期に解消すること。

(2) 総合支援法について、以下の課題を中心に、さらなる見直しの道筋を求めていく

- ① 重度訪問介護において行動障害のない人（行動関連項目 10 点未満）がまだ対象外となっている。検討チームの設置など、この積み残し課題に取り組むこと。
- ② 難病や難治性疾患の人で支援を必要としていても、総合支援法の対象から漏れ続ける人がいる。総合支援法第 4 条の定義を障害者基本法の定義に改正すること。
- ③ 重度訪問介護の「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は対象外とする省令は判断基準が非常にあいまいであり、過剰な規制・制限を課す自治体判断により、社会参加を妨げる社会的障壁になっているケースが多々ある。これは「他の者との平等」、「社会的障壁の除去に資する」といった権利条約やそれを受けた障害者基本法、総合支援法の規定からも問題があることから削除すること。
- ④ 通勤や就労（経済活動にかかる外出）についても、ヘルパーの利用を求める声は多い。パーソナルアシスタンスのあり方のひとつは、シームレスな利用であり、社会参加には不可欠である。また、支給決定の仕組みや、地域基盤整備および財源の議論も重要な積み残し課題である。このような総合支援法の積み残し課題は、2018 年の報酬単価改定およびその後の総合支援法の見直しにも通じる重要課題であることから、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会のような障害種別を超えた当事者が主体となった組織で検討する場を設けること。

(3) 障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト

2018 年は報酬単価の改定の時期でもあり、本年度は報酬改定に関する議論や法律事項でない政省令なども含めたフォローアップが必要である。厚生労働省（以下、厚労省）は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げ、障害、児童、高齢分野の縦割りを解消した全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を打ち出してきており、そこには介護保険との統合も視野に含まれているものと考えられる。こうした厚労省の動きに対して DPI 日本会議は、障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト（以下、支援法 PT）を中心に、厚労省の構想に代わる「他の者との平等」を基礎とした障害者支援制度の固有性に基づく政策提言をしていかなければならない。本年度は、三菱財団の助成をいただき実施した外部講師による勉強会の蓄積をもとに具体的な提言のとりまとめを行う。

3. 交通・まちづくり

3年かけて取り組んできたバリアフリー法の改正がいよいよ始まる。これまで整備が進まなかった小規模店舗、学校、ホテル、共同住宅などのバリアフリー化を進めるために、基準適合義務の範囲拡大を目指し、活発に意見提起を行っていく。また、各種検討会が8つ以上も開かれる見通しなので、すべての検討会に委員を送り込み意見提起を行っていききたい。

(1) バリアフリー法

バリアフリー法の見直しを含め、2016年からの継続の検討会が3つ、新たに5つ、合計8つの検討会が開かれる見通しとなっている。

- ① バリアフリー法および関連施策のあり方に関する検討会
- ② 鉄道における車椅子利用環境の改善に向けた実務調整会議
- ③ パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会

★2017年度は新たに下記の5つの検討会が立ち上がる。

- ④ 基準・ガイドライン検討委員会（移動円滑化のための基準検討委員会の続き）
- ⑤ ガイドライン改訂検討委員会（旅客施設・車両等）（移動円滑化のための基準検討委員会の続き）
- ⑥ 交通事業者向け接遇ガイドライン作成等のための検討会
- ⑦ 観光地のバリアフリー評価の普及・促進に関する検討会
- ⑧ 旅客施設等における視覚・聴覚障害者に対するICTを活用した情報提供・案内に関する調査検討委員会

(2) 国土交通省交渉

国土交通省（以下、国交省）が設置したさまざまな分野における検討会での議論に対し、権利条約の理念から大きく外れていないことを確認する必要がある。また、法改正にむけた検討会についても障害当事者の参加のもと確実に実施され、これまで山積みにされてきた課題が解決されるよう国交省との交渉を引き続き行っていく。

(3) 駅の無人化問題

多くの地域で駅の無人化が進められ、障害者等さまざまな立場の人が不便を強いられている。施設整備を進めれば無人化しても問題がなくなるわけではなく、合理的配慮の観点に基づいた人的対応をしなければ、利用できなくなる人が増えていく。無人駅および時間帯により無人になる駅の構造、規模、設備、人的対応など実態を調査し、その結果を元にさまざまな立場の人が参加した検討会を設置するよう働きかけていく。

(4) 東京オリパラ

- ① 新国立競技場

4月から施工設計期間ユニバーサルデザインワークショップが始まるので、引き続き委員を送り意見提起を行う。

② その他

都営地下鉄新宿線ホームドア設置に合わせて、乗降口の段差解消を働きかけている。これを実現し、モデルとして移動円滑化基準の見直しなどへ広めていきたい。

(5) ユニバーサルデザイン 2020 評価会議

2017年2月に策定されたユニバーサルデザイン 2020（以下、UD2020）行動計画の実施状況を評価する「評価会議」が新たに立ち上がる。障害当事者を過半数以上とし、年に1～2回程度開かれ、UD2020 行動計画に基づいた施策が実施されているか評価する検討会である。DPI 日本会議からも委員を送り積極的に働きかけたい。

(6) バリアフリー当事者リーダー養成研修

オリパラの運営に関わるスタッフへの研修の準備が進む中、障害当事者の講師の養成が急務である。今期で第11回を迎える当該研修においても、従来通り障害当事者の講師を増やすために実施する。また、国交省が設置するさまざまな分野の検討会には、障害当事者の委員が不可欠であることから、しっかりと意見を発言し提案ができる人材を育成する。

(7) 連続講座 バリアフリー基本からの勉強会

バリアフリー活動を担う若手育成を目指し、今年度は部会にあわせて連続5回の学習会を実施する。初心者を対象とし、基礎的なことから学べるもので、誰でも参加可能である。遠方の方はSkypeでも参加できるため、多くの方にご参加いただきたい。

第1回「バリアフリー運動の歴史」5月10日（水）15:00～17:00 講師:今西正義

第2回「バリアフリー法」7月5日（水）15:00～17:00 講師:今西正義

第3回「鉄道事業法と道路輸送法」9月6日（水）15:00～17:00 講師:山名勝

第4回「航空機」11月15日（水）15:00～17:00 講師:今西正義

第5回「世界のアクセス」1月17（水）15:00～17:00 講師:山名勝、工藤登志子、今村登

(8) ユニバーサル社会推進議員連盟

引き続き積極的に意見提起を行う。

4. 権利擁護

権利条約の完全実施にむけて、とくに人権に関する施策について、継続して運動を展開していく。とくに、基本法、虐待防止法、精神保健福祉法の3法に関する活動および相模原障害者殺傷事件について、重点的に下記について取り組む。

(1) 障害者基本法改正にむけて

障がい者制度改革推進会議での議論を受け、2011年に改正された障害者基本法は、障害の定義に社会モデルの考え方を盛り込むなど一定の進歩が見られた。しかし、差別や合理的配慮の定義が明記されなかったこと、インクルーシブ教育の理念が明確に規定されていない、女性障害者や精神障害者の課題が規定されなかったこと、障害者政策委員会の役割に権利条約のモニタリングが含まれていない、「可能な限り」といった限定的な文言が随所にみられるなど、多くの課題が残されている。

そこで、課題解決を目指し、さらなる条約の理念を障害者基本法に盛り込むため、権利擁護部会を中心として、意見を取りまとめた DPI 基本法改正試案を作成する。この試案を基に、DPI 日本会議全国集会（以下、全国集会）をはじめ、学習会などを開催し、改正にむけた機運を高めていく。また国会議員にむけたロビーイングやヒアリング、院内集会を通じて、さらなる障害者施策充実にむけ、法改正を求めていく。

(2) 精神障害者の人権と地域生活の確立

① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（以下、精神保健福祉法改正案）について

今回の改正案は、「相模原障害者殺傷事件」のような事件の再犯防止を理由にしている。事件 2 日後、安倍首相は、関係閣僚会議を開いて「措置入院のあり方を検討」するよう指示した。そして厚労省に「検討会」が設置された。しかし A 被告は「完全なる責任能力がある」として 2017 年 2 月 24 日起訴された。この事件は何故起きたのかということ政府は真正面から究明することを回避している。著しく精神障害者の人権を侵害し、精神障害者に対する差別・偏見を助長するものである。措置入院制度を強化するものであり、強制入院を原則として禁止する権利条約に違反している。「精神保健を根拠とした拘禁あるいは精神保健施設への監禁、そして当事者の自由なインフォームドコンセントなしの精神保健分野におけるいかなる強制的介入あるいは治療を許容する法律条項の改正。自由なインフォームドコンセントなしの障害を理由とした障害者の施設収容を正当化している法制は廃止されなければならない」（2013 年 3 月の国連人権委員会での拷問等禁止条約特別報告官メンデッツ氏の演説）」（[IK—nakusu][01548]という世界の流れに逆行するものである。

精神科医療を治安目的に利用して、精神科医療の強制化・監視化を強めるものであり、「精神障害者本人の利益を図ることを目的とするものである」という精神保健福祉法の前提と矛盾する。そして患者と治療者との治療関係・信頼関係を根底から崩すものである。

措置入院者が退院したあと、「『相模原障害者殺傷事件のような事件』の再犯防止」を理由に警察を含む「精神障害者支援地域協議会」による監視下におこうとするものであり、措置入院者のプライバシーを著しく侵害するものであり、断じて容認できない。

② 社会的入院者の地域移行・定着支援を推進すること—重度かつ慢性の基準化に反対する

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての入院需要および基盤整備量の目標」として厚労省は「平成 37 年までに『重度かつ慢性に該当しない』長期入院精神障害者の地域移行をめざす」と明言している。これは「重度かつ慢性に該当する」精神障害者は一生精神科病院に入院させる」ということにほかならない。その人数は入院者の 6 割とも推定される。30 万人の精神科入院者のうち 20 万人が 1 年以上の入院となっており、年に 1 万人の患者が死亡しているというわが国の精神科医療の実態を放置するという、政府の極めて重大な責任のがれを断じて許してはならない。このような 6 割の長期入院者は、退院させなくてもよいとしているのであり、こうした多くの精神障害者の人生といのちの切捨ては絶対に許してはならない。こうした方向性の中にこそ、「相模原障害者殺傷事件」が発生した原因があるのではないだろうか。

③ 心神喪失者等医療観察法の問題

心神喪失者等医療観察法に関しては、(a) 再犯予測は極めて難しいこと (b) 継続的な治療が困難なため、疾病に対する治療関係の構築が困難 (c) 退院後のことを本法成立当初から考慮されていないことなどの理由により、廃止を求める活動をしてきたが、現状は医療観察法対象者とその家族への負担と差別はより強固なものになっている。

心神喪失者等医療観察法の問題は、(a) 既存の精神医療関係予算の削減 (b) 入院期間の長期化 (c) 退院先の受け皿が極めて少ない (d) 退院後、自殺する患者が多いなどがある。大阪教育大学付属池田小学校児童殺傷事件を契機に、精神医療保健福祉が社会防衛に傾いたために成立した。今回の「相模原障害者殺傷事件」を契機に、精神保健福祉法を改悪したい政府のやりかたに実に酷似している。2016 年 7 月 26 日「相模原障害者殺傷事件」発生後からこうなることを恐れて、「相模原障害者殺傷事件」の本当の原因である「優生思想」と、私たちは多くの人々と連帯してたたかってきたのである。

④ 虐待防止法の見直しについて

同法附則第 2 条では、「施行後 3 年をめどに学校、保育所等、医療機関、官公署等における虐待防止のあり方等について見直す」としており、「政府は障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後 3 年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」としている。しかし、同法は施行後すでに 4 年を経過しようとしているにもかかわらず、改正にむけた動きが見られない。こうした機能の位置づけの曖昧さが招いたと考えられる事件事例の再発を防止する観点から、また 2014 年 1 月に批准した権利条約の完全実施の一環として、わが国の立場を世界に示す意味からも、早急な対応が必要と考える。

- a. 学校、保育所など、医療機関、官公署などを通報義務の対象とすること。
- b. 福祉施設同等の虐待防止の仕組み（設置者等の責務とスキーム等）とすること。また、

この間の状況を踏まえ、通報者への保護を強化すること。

- c. 同法の附則第 2 条を踏まえ、学校や医療機関などにおける虐待や人権侵害の実態を把握し、公表するとともに、障害当事者が参画した虐待防止などに関する検討の場を設けること。
- d. 虐待防止の実効性を高めるために、以下の項目を実施すること。
 - ・ 施設や病院などにオンブズパーソンの仕組みを導入すること。
 - ・ 都道府県に設置される権利擁護センターと市町村に設置される虐待防止センターの事業の中に障害当事者によるサポート（ピアカウンセリングやピアサポート）を位置づけること。
 - ・ 重大な案件に対しては、国および地方自治体は責任を持って調査委員会を立ち上げ、対応に当たる仕組みを設けること。

このような重要課題について、今後も関係団体と連帯して、廃止、改悪阻止、よりよい改正、運用につなげていかななくてはならない。そして精神障害者・知的障害者が置かれた過酷な状況と、私たちのありのままの姿、主張や願いを報道機関にも、さらに取り上げてもらえるよう、報道機関とも信頼関係を構築していきたい。

5. 相模原障害者殺傷事件と優生思想

この事件を「特異な人間が起こした猟奇的な事件」と矮小化し、それに対する「対応策」が打ち出されることで、障害者排除の動きが強められかねない状況にある。

この事件は、優生思想とそれを広く受け入れてきた社会のあり方はもちろん、私たちの運動の内実をも問うている。優生保護法の被害者への謝罪・補償、出生前診断や尊厳死・安楽死を巡る動き、障害のある者とない者との具体的に会う機会を奪ってきた分離教育や隔離政策の問題などとも関連づけて、障害当事者の視点から優生思想に深く切り込んでいくことが必要だ。その一環として、全国集会でこの事件をテーマにした特別分科会を開催する。

「事件の再発防止」を目的に掲げた精神保健福祉法の改悪が進められようとしているが、何としても食い止めなければならない（当問題に対する方針は別項）。

「事件に屈しない姿勢をアピールする」との名目で進められてきた入所施設の建て替え問題はいったん「夏まで継続検討」となったものの、神奈川県は基本的な方針を変えていない。問われているのは、「入所施設を必要としない地域づくり」にむけた県としての主体的な構想である。引き続き、地元の取り組みを支援する立場から関わっていく。

また、関係する全国団体、神奈川県下の団体とも連携を取りながら、事件後 1 年目の時期に社会にアピールする行動を準備していく。

6. 教育

障害のある子どももいない子どもも地域の幼稚園・保育園、小・中学校、高校の通常学級で共に学び育つインクルーシブ教育の仕組みを作り、実践を推し進めるための活動を行う。引き続き、地域の学校を原則とする就学先決定の制度づくり、教育の場における差別解消法上の排除や条件付けなど不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の獲得の推進、障害に基づくハラスメントの防止といった課題を政府や国政レベルでの活動とともに、地域の活動についても積極的に推進し支援を行う。また、インクルーシブな避難所の設置など災害時にすべての人が居住する地域で避難することができる体制づくりのためにも、すべての学校のバリアフリー化を推進する。

(1) 文部科学省に対する働きかけ

初等中等教育局関連では、権利条約の国家報告書が国連障害者権利委員会に提出されたことをうけて第24条に関する国家報告書並びに各国に対する権利委員会からの総括所見について精査・整理し、結果的に分離別学を促進している特別支援教育の問題点をまとめていく。そして政策討論集会やその他のイベントなどを通して文部科学省に対して権利条約に即したインクルーシブ教育の推進を働きかけていく。これらの活動は、NGO レポートの作成に向けた取り組みにつながるように「完パラプロジェクト」と調整しながら行っていく。これに関連し、2017年3月「次期学習指導要領等の改訂案」が文科省より出された。普通学級にいる障害児童生徒についての言及がされているが、取り出しによる分離が進まないよう、しっかりと声を挙げていく。

高等教育局関連では4年ぶりに「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）」が開催され「第二次まとめ」が発表されたことを受けて、成果と課題を精査し学内介助や通学支援などの課題に取り組む。

さらに、パラリンピックにむけた「特別支援教育の生涯学習化」という方針も打ち出されている。これについても大きな関心をもって関係団体と連携しながら注視していく。

(2) 国際関連の取り組み

権利条約第24条が求めるインクルーシブ教育について、一般的意見第4が障害者権利委員会より出されたことをうけて、全国集会など様々な機会をとらえてその内容を周知し、国内法制度や実態との整合性について研究を行い、戦略的な利用方法を追求する。

「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）の第4回目の国家報告書が提出される予定であり、関連条項を精査分析する。そして障害者権利条約の第7条や第24条との関係を明確にし、インクルーシブ教育のための運動に活用していく。こうした国際人権の枠を有効に活用するための学習会も企画・開催する。

高等教育については、無償化の取り組みをDPI日本会議として継続的に進める。

(3) 地域での取り組みと関係団体との連携

差別解消法の施行後の就学先の決定や合理的配慮の提供の実態を、地域の団体や関係団体と協力しながら把握し、法制度のバージョンアップの取り組みに結び付ける。例えば、加盟団体を中心となって取り組んでいる東京のインクルーシブ教育推進ネットワークづくりなどのような活動に積極的に参加し、地域の運動と連携を取り、そこから見える実態を法制度に反映させる、ということである。教職員への障害者の採用・人事配置については、「障害のある教職員ネットワーク」と引き続き連携をとりながら運動を展開していく。

また、2015年度より引き続き「公立学校における職員対応要領整備状況調査」を実施して各地の公立学校等での合理的配慮の実施状況を注視していく。

2016年7月2日にDPIがインクルーシブ教育をテーマとするイベントとして初めて開催した「インクルーシブ推進教育フォーラム」を今年度も開催し、恒例企画として定着を図る。今年度のフォーラムは「完パラプロジェクト」の企画とコラボレーションを図りながら実施する。

つきそいなくそうキャンペーンでは5月11日に、公教育計画学会など他団体・組合と協力してDPI日本会議も主催団体として院内での集いを開催する。それを与野党の関係者や他の団体と協力しながら付き添いを減らしなくすための予算獲得などの運動、さらには普通学級における合理的配慮の提供の充実化を図る。

さらに、昨年に引き続き、若い障害者がインクルーシブ教育についての理解を深め、障害当事者がインクルーシブ教育の推進の運動の主体となるための試みとして昨年2月に初めて開催した教育部会合宿を今年度も行う。

7. 雇用・労働・所得保障

(1) 雇用・労働

DPI日本会議は、全ての障害者に雇用における平等性の担保と労働者性を確保することを目的及び基本的指針としてきており、今後もこの課題の改善に向けた取り組みを進める。

障害者雇用については、募集、採用試験、採用後、退職および退職後等、障害者があらゆる場面において障害のない人と同等の機会、処遇を確保するとともに、障害に基づく差別の禁止と障害に応じて必要とする合理的配慮を確保することを基本とする。

一般就労とされている分野では、当面は、2016年4月から施行されている改正雇用促進法に基づき2015年3月に策定されている「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」の実効性（当事者の視点に立ちチェックする機能）を確保するための取り組みを進める。

福祉的就労とされている分野については、2015年度に検証した法制度の趣旨に反して事業を運営している就労移行支援A型の問題（障害者への就労支援ではなく、劣悪な労働環境と不当な人件費の抑制により、給付金・補助金を儲けている事業所「悪しきA型」）は厚生労働省が2015年9月8日に通知（指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について）した指導の効果を検証し、運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・

実施する。

第三の働き方とされる社会的企業および社会的雇用など、障害者の新たな働く場としての課題の検証と制度としての整備等を進める。

以上を基本として、障害者の雇用促進と労働権の確立および働く場の確保に向けて、引き続き関係する障害者団体及び日本労働組合総連合会（連合）、全日本自治団体労働組合（自治労）、日本教職員組合（日教組）等の労働組合と連携し以下の取り組みを進める。

- ① 障害者雇用の促進に向けたフォーラム等を継続的に開催する。
- ② 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と総合支援法附則第 3 条に基づく障害者の就労課題を改善するために障害者雇用・就労に関する労働施策と福祉施策を一体的に提供できる制度及び体制の整備を求める。
- ③ 社会的企業及び社会的雇用・就労等、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論を深める。
- ④ 職場における合理的配慮を確保するために、人的サポート、環境整備等、実効性を高めるための取り組み。
- ⑤ 就労継続支援 A 型・B 型の問題点を整理し、福祉の対象から労働者としての位置づけを確立するための取り組み。

（2）障害者の所得保障の確立

権利条約第 19 条の「自立した生活および地域社会への包容」に基づき、障害者の地域生活保障や施設や病院での長期生活を余儀なくされてきた障害者が地域移行を促進するために、以下の取り組みを関係団体と連携して進める。

- ① 年金制度の見直し
 - a. 年金制度のあり方は、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを求める。
 - b. 障害基礎年金を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額とする。
 - c. 無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。また、年金制度見直しまでは、「特定障害者特別給付金制度」の改善と対象の拡大等の対応を求める。
- ② その他の制度の見直し
 - a. 特別障害者手当を自立生活手当とする等の見直しと基準を引き上げるとともに、すべての障害者を対象とする。
 - b. 障害者の地域での住まいを確保すための住宅手当の創設を求める。
 - c. 生活保護制度及び生活保護基準等の改悪には、反貧困ネットワークをはじめとする関係団体と協力して反対運動を行っていく。

8. 障害女性

今年度も女性部会は DPI 女性障害者ネットワーク (DPI 女性ネット) *と連携し、障害女性の複合差別の実態と課題を広く知らせながら政策提言を行い、障害女性のエンパワメントを推進していきけるよう、国内外に働きかけていく。とくに優生手術問題については、優生思想払拭とも位置づけて、「優生手術に謝罪を求める会」とも協力して議員などに働きかけ、謝罪と補償の実現に取り組む。そして以下の項目について政策提言を行う。

(1) 第 4 次障害者基本計画では、基本的な考え方に加えて安全・安心・医療などの各分野への具体的内容の記述

(2) 障害者基本法に独立した条文として新設する

(3) 各自治体の条例や基本計画などへの記述。また、昨年度に引き続き、CEDAW (女性差別撤廃条約) 勧告のフォローアップ項目の実現にむけ、JNNC (女性差別撤廃条約日本 NGO ネットワーク) と連携して取り組む。あわせて、国際的な障害女性のネットワーク構築と情報交換、および運動を強化するための次世代育成を進める。APDPO United (DPI アジア太平洋連帯) 女性委員会におけるアジアの障害女性の連帯についても、委員長国である韓国 DPI と連携しながら進めていく。

*DPI 女性ネット：DPI 日本会議とは別組織として、1986 年より障害女性の複合差別解消に取り組んできた団体

9. 国際

国際活動も、全米障害者自立生活センター協議会 (NCIL) との連携や障害者権利条約の国家報告にむけた国連会議への参加など、従来の枠を超えて徐々に増加してきた。国際協力もしくは国際支援の分野に限っても、なすべきことが多くある現状では、以下の分野を中心に活動の強化に努める。

(1) アフリカとの連携の強化

国際協力の分野ではアフリカへの関心も徐々に広まってきているが、障害分野では DPI 日本会議がその先陣をきってきた。後に続く団体が少ない中、アフリカの障害当事者団体との協力連携をさらに強化していく。

南アフリカでの JICA 草の根事業「アクセシブルなまちづくりを通じた障害者自立生活センターの能力構築」では、住宅のアクセシビリティのためのアドバイスの提供、日本の中古リフトバスを利用した地域基盤型交通の構築、アクセシビリティや IL に関する啓発活動によって IL センターの発展を図る。センターのスタッフの当事者たちがサポート・グループを通して周囲の障害者のエンパワメントにも取り組めるように支援も行う。

競争入札の結果、新たに 3 年契約で始まった JICA の課題別研修 「アフリカ地域障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進」では、研修生の権利と IL への理解を進める。当事者研修生が自身で実践している活動に IL を活かし、IL センターが始められるような協力

の方法を検討していきたい。ともに来日する行政官に関しても、限られた国の資源で IL をどう政策に組み込むかを研修中から協議してもらおう。

(2) SDGs の障害分野での普及

障害分野でやっと SDGs の重要性が認識され始めてきた。DPI 日本会議内部でもその意義や内容の周知に努めるとともに、他団体にも障害と SDGs の関連について情報提供を行えるように知見を深めていく。

開発 NGO ネットワークの中においても、引き続き DPI 日本会議が障害当事者として開発の視点の中でマイノリティの問題に注意を喚起し、障害問題にも平等に焦点があたるように発言を続けていく。

(3) その他の懸案事項への取り組み

DPI が世界レベルで統一されていないため国連での発言の機会を逸しているので、DPI 世界議長の話し合いの実施に努めていく。また DPI 日本会議としての国際舞台での発言を増やしていき、DPI の名称を残していくようにする。

世界レベルでの活動の影響を受けてアジア太平洋での活動が沈滞しないように、引き続き小ブロックを中心に活動を活性化し、地域内での障害者の声として内外に示していく。

JICA のプロジェクトとして、もしくは独自に、会員団体が国際協力活動を実施できるよう支援していく。関係団体による障害者のエンパワメント事業にも協力していく。

10. 尊厳生

優生思想の潮流が相模原障害者殺傷事件の後も尾を引いていることから、今年度も全国集会において、「相模原事件が問いかける優生思想」の特別分科会を開催し、優生保護との関連でこの問題を扱う。マスコミについても、DPI 日本会議より発信して、優生的思想に警戒していこうとの論調を流している。そのほかに部落解放通信などで、知的障害者施設における施設職員による入居者の殺人事件は世界中で頻繁に起こっており、日本でだけ起きている特殊な事件ではなく、世界的な兆候であることに注意を喚起している。

「尊厳死法案」の議会上程に関しては、今のところ動きはないものの、雑誌「文芸春秋」が尊厳死の特集号を組み、著名人の 8 割が賛成論を述べるなど、病院で家族に見捨てられて死を迎えるよりは、医師の投薬による「安楽死」を迎えたいという選択を選ぶことを推進するメディアが増えていることから、障害者サイドから介助者を使って生きる方法のある事を広めていく必要がある。秋の国会の前に、講演会を開催し、この風潮を阻止することを目標としている。

1 1. 欠格条項

(1) 法制度の障壁の撤廃にむけて

この間、権利条約採択・批准、差別解消法施行と進んできたが、欠格条項に関しては 2001 年の見直し以降、これらの社会状況の変化を受けた包括的な調査と見直しは行われていない。第 4 次障害者基本計画には、社会的障壁の除去と権利擁護の課題として、欠格条項の総点検と根本的な見直しを求めて取り組む。

(2) 資格試験や免許申請における合理的配慮提供のために

欠格条項見直しに伴い、試験や申請の門前払いの時は検討すらされなかった合理的配慮の提供が大きな課題となっている。センター試験や国家試験は合理的配慮の共通基準が設けられたが、ほかの試験等にも適用されるよう、事例集積を継続し、差別解消法対応要領・対応指針等のバージョンアップにもつながるよう取り組む。

(3) 成年後見制度の見直しと、連動する欠格条項の削除にむけて

報告に明らかなように、成年後見制度と連動する欠格条項が大幅増加している。権利条約第 12 条の法の下での平等を重視する世界の潮流からも、制度自体の根本的検討が求められており、かつ、制度利用者に対する権利制限の除去が急務である。そのことを念頭に内閣府障害者政策委員会等においても働きかけていく。

1 2. 防災

大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備事業に取り組む。本年度は、前年度に引き続き日本財団から助成をいただき、次の 3 つの事業に取り組む。

(1) 大阪広域連携拠点の機能強化のための実地テスト

昨年度に行った大阪での実地テストの検証を通じて、より重度、例えば医療的ケアを必要とするような障害者や女性の障害者だった場合の介助者派遣、複数名の重度障害者の受け入れ体制づくりなどが今後の課題として浮かび上がってきた。介助者派遣については、平時から全国的に介助者不足が課題となっている。こうした環境下で、いかに大規模災害時に被災地域から重度障害者を受け入れられる拠点を整備していくかが大きな課題となっている。

これらの課題への取り組みとして、引き続き関西実行委員会協力のもと、大阪の広域連携拠点の機能強化にむけた検討会開催と実地テストを行う。

(2) 東京における広域連携拠点の整備にむけた準備検討

今後の大規模災害の発生に備え、広域連携拠点そのものが被災した場合のリスクを分散

する観点から、東京における広域連携拠点の整備にむけて準備検討を行う。具体的には、昨年度の大阪での実地テストの取り組みを東京都内の CIL を中心に発信していき、同様の拠点を東京に整備するための体制づくりをめざす。

実際の拠点整備そのものは次年度以降の取り組みを予定しているが、こうした広域連携拠点整備の取り組みをモデルとして今後、各地域に同様の機能をもった拠点の整備を促し、全国どこでも被災した障害者がより身近な地域に広域避難できる仕組みづくりにつなげていきたい。

(3) 障害者救援本部手引きのウェブページ作成

障害者救援本部手引きを WEB 上で公開する。公開する手引きは災害が起きた時に必要なタイミングで、必要な取り組みが一目でわかるようなものとし、各ステージで必要なものを把握できるものにする。

また、各種災害関連資料へのリンクなどをつけることで、誰でも必要な情報を得やすくする。ウェブページ作成に際しては、ウェブアクセシビリティに配慮したものにする。

1.4. 次世代当事者リーダーの育成

故三澤了元議長の意志を受け、2014年に設立された三澤了基金でも、引き続き若手障害当事者の「やりたいこと」を支援し、研修参加、イベント実施等の活動を支援していく。また、各部会においても、若手の参加を推進し、学習会なども積極的に行っていく。

さらに、今後、各課題において政策提言ができる障害当事者を育成するため、常任委員が運営メンバーとなり、少人数の若手障害者を対象とした「政策プロジェクト（仮称）」を立ちあげる。障害者に関する各課題について、DPI 日本会議の常任委員や専門家が講義・討議を行い、各講座に関して課題提出なども求め、最終的には参加者が具体的に政策提言を行っていく。

ADA25周年記念式典への参加と日米の障害当事者の交流を目的としたツアーをきっかけとして、日米の障害者団体のネットワークが強化されてきている。本年は、ADA27 LEAD ON! YOUTH PROJECT を立ち上げ、若手障害者が主体となって、7月の全米自立生活センター協議会(NCIL)カンファレンスへの参加、サイドイベント開催などを企画していく。また、同時期に日米共催で開催されるグローバル IL サミットにおいては、世界各国の CIL のリーダーたちが集まり、新しい国際支援やネットワークのあり方について議論していく。

II. 広報・啓発

さらなる情報発信の充実・速報化にむけて、前年度に整理し生まれ変わった各媒体の特徴に応じ、効果的な情報発信を行うことで、課題であった速報性や分かりやすさ、形になる広報活動をさらに追及していく。とくに新年度より全面リニューアルしたホームページを中心に、インターネットを通じた広報活動の充実を図っていく。ホームページ上で、DPI 日本会議の活動の告知や報告、声明等、時機を得た情報を共有することでより多くの人が参加しやすい、素早い運動展開につなげていく。そのほか、メールマガジン・Facebook・twitter においても、適宜情報発信をしていく。また情勢に則した情報やホームページでは伝えきれない運動戦略にかかる内容等については会員・加盟団体のみに届く紙媒体としての特性を生かし隔月誌（MV）を活用していく。検証や研究が必要なテーマについてはブックレット（小冊子）として年に1回程度発行し、当該課題についての DPI 日本会議の姿勢を示すとともに学習会や講演会の資料として活用できるよう、販売していく。

III. 普及・参画

1. 加盟団体への支援、ネットワーク強化

加盟団体とともにさまざまな事業に取り組む。2014 年度から実施しているオリパラプロジェクトは継続して活動を展開する。8つの部会は部会ごとのメンバーを増やし、活動を強化する。2017 年度からは政策提言をできる人材の育成を目指し、新たな取り組みとして政策プロジェクト（仮称）を計画している。Skype での定期的学習会を実施し、実際に DPI 日本会議の政策提言案なども一緒に作成する。

これらの取り組みを通して、ネットワークを強化し、さらなる運動の展開を図りたい。

2. 講師派遣、点字印刷

引き続き、各地の障害者団体が主催する学習会や集会に対し、権利条約や障害者制度改革および差別解消法・差別禁止条例、総合支援法等をテーマとした講師派遣を積極的に行う。また、点字印刷物の作成については、依頼に対し柔軟に応じ、視覚障害者への情報保障を担う。また、関係団体・個人への広報活動も積極的に行う。

3. DPI 障害者政策討論集会

第6回政策論は、12月2日（土）、3日（日）に戸山サンライズで開催する。本集会は DPI 日本会議としての政策方針と活動の検証を行う場として、重要な機会となっている。権利条約の完全実施にむけ、今後より一層の取り組みを進めていかなければならない。そのため、地域での自立生活、インクルーシブ教育、成年後見制度、精神医療のあり方など、権利条約に照らして日本の現行制度を検証する。

IV. 権利擁護

1. DPI 障害者権利擁護センター

知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化し、身体障害の相談も専門的な知識が必要となっており、組織内外の研修を通じて相談員の資質や知識の向上を図る。

さらに、地方の相談が電話や電子メールによるものが主になってしまうため、どうしても相談者と言葉のやり取りのみに終始し、問題の解決の困難性をもたらしている。このため、地方の障害当事者が運営している相談機関との連携の強化が引き続き必要である。

また、現在 6 人の相談員で対応しているが、相談件数も年々増加しており、さらなる人員の配置も必要となる。

こうした状況を踏まえ、2017 年度の方針として下記の諸点をあげる。

(1) DPI 障害者権利擁護センターの体制強化

相談員の資質や知識などの強化と、相談員相互の情報のさらなる共有を図るため、組織内研修の定期的に行う。

(2) 関係機関との連携の強化

DPI 日本会議常任委員会への報告等を充実するとともに、全国各地の障害当事者が運営している各種センターや運動団体との連携を深め、障害者欠格条項をなくす会との関係も更に強化を図る。また、各種人権擁護機関・団体との関係も強化する。

(3) 差別や虐待実態の把握と新たな施策の基礎資料づくり

相談で受けた差別や虐待に関わる内容の分析を、これまでより更に深化して行う。

また、既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への相談強化に取り組み、新たな制度・政策の資料を作成する。

V. 組織体制

1. 会費および支援者の増大、事務局体制整備、財政および予算執行について

(1) 会員および支援者の増大にむけて

支援者・関係者、各集会・イベント参加者の管理を「Salesforce」により一元化したことでみえてきた支援者や関係者との繋がりを意識し、新たに繋がることのできた方々へ積極的かつ効果的な情報発信を行う。また、ホームページをリニューアルし、DPI 日本会議の活動へ興味を持ってくださる方を増やせるように努め、寄付や支援に繋げる。引き続き加盟団体のない地域における正会員、賛助会員を獲得できるよう努める。

(2) 事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、ならびに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務

局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、翻訳・点訳・事務局運営等におけるボランティアの確保など、引き続き事務局体制および環境整備等を行う。

(3) 財政および予算執行について

加盟団体や関係団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行い、常任委員会や事務局内で共有する。

また、2014年3月に取得した新認定NPO法人およびNPO法人会計基準を活用し、より公正な組織運営をめざす。同時に、NPO政策連絡会議をはじめ認定NPO法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定NPO法人としての社会的信用の獲得をめざす。

加えて、定款第8条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。

2. 部会とプロジェクト

(1) 部会について

2014年度からテーマ別に8つの部会（地域生活、バリアフリー、権利擁護、教育、雇用労働・所得保障・生活保護、障害女性、国際、尊厳生）を設けて取り組んできた。2016年度には雇用労働部会がセミナーを開催し好評を博した。2017年度はさらなる部会の活性化をめざす。部会ごとのメンバーを拡充し、部会ごとにセミナーなどを企画し、発表の場を作っていきたい。

(2) プロジェクトについて

重点的な課題についてはプロジェクトを立ち上げて取り組む。

① NGOガイドライン作成プロジェクト

キリン福祉財団の助成のもと3年間取り組んできた。助成は終了したが、今後も継続して差別事例の収集・分析や、相談窓口活用キャンペーンに取り組んでいく。

② オリパラ提言プロジェクト

オリパラのバリアフリー整備に対する提言書の作成と働きかけに取り組む。

③ 障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト（重点課題 地域生活支援の確立にむけて参照）

④ 障害者権利条約の完全実施のためのパラレルレポート作成プロジェクト（再掲）

⑤ 政策プロジェクト（仮称）

政策提言の出来る若手障害当事者の育成を目指し、プロジェクトを立ち上げる。